

内閣任命(二名)

内閣人第  
四二号

起案

令和五年四月六日

裁可

令和年月日

公布

令和年月日

決定

令和年月日

施行

令和年月日

令和年月日

令和年月日

令和年月日

内閣總理大臣

内閣官房長官

盐

内閣總務官



内閣總務官

總務



内閣總務官



松本國務大臣

加藤國務大臣

浜田國務大臣

高市國務大臣

齋藤國務大臣

野村國務大臣

渡辺國務大臣

谷國務大臣

林國務大臣

西村(康)國務大臣

岡田國務大臣

松野國務大臣

鈴木國務大臣

斎藤國務大臣

小倉國務大臣

後藤國務大臣

永岡國務大臣

西村(明)國務大臣

河野國務大臣

植田和男

日本銀行総裁に任命する

内閣

(四月九日予定)

内閣

(案)

内閣人第 号  
令和 5 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長 } あて（各通）

内閣総理大臣

通 知

下記のとおり発令いたしました。

記

日本銀行総裁に任命する

植田和男

（4月9日付）

# 日本銀行総裁

うえ だ かず お  
植 田 和 男

生年月日 昭和26年9月20日（71歳）

昭和49年 3月 東京大学理学部卒業  
55年 5月 米 マサチューセッツ工科大学経済学博士号取得  
7月 加 ブリティッシュコロンビア大学経済学部助教授  
57年 4月 大阪大学経済学部助教授  
平成元年 4月 東京大学経済学部助教授  
5年 3月 同 経済学部教授  
10年 4月 日本銀行政策委員会審議委員  
12年 4月 同（再任）  
17年 4月 東京大学大学院経済学研究科教授  
10月 同 経済学部長、大学院経済学研究科長（平成19年9月まで）  
29年 4月 共立女子大学国際学部教授  
6月 東京大学名誉教授  
令和2年 4月 共立女子大学ビジネス学部教授・学部長

現職 東京大学名誉教授  
共立女子大学ビジネス学部教授・学部長  
(令和5年4月8日辞職予定)

今九日本院は日本銀行總裁に植田和男君を、同副總裁に内田眞一君及び氷見野良三君を任命することに同意した。

よつてここに通知する。

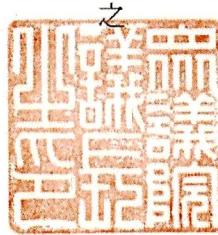
令和五年三月九日

内閣總理大臣 岸田文雄 殿

衆議院議長

細田博之

衆議院事務總長 岡田憲治



今十日本院は日本銀行總裁に植田和男君を、同副總裁に内田眞一君及び氷見野良三君を任命することに同意した。  
よつてここに通知する。

令和五年三月十日

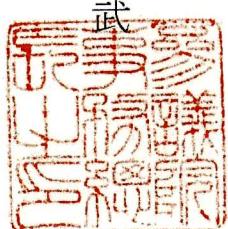
内閣總理大臣 岸田文雄殿

參議院議長 尾辻秀



參議院事務總長

小林史武



## 日本銀行法（平成9年法律第89号）（抄）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 日本銀行は、我が国の中銀として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。

2 日本銀行は、前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。

#### （通貨及び金融の調節の理念）

第2条 日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする。

#### （日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保）

第3条 日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない。

2 日本銀行は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。

#### （政府との関係）

第4条 日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。

#### （業務の公共性及びその運営の自主性）

第5条 日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。

2 この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

### 第2章 政策委員会

#### （設置）

第14条 日本銀行に、政策委員会（以下この章及び次章において「委員会」という。）を置く。

#### （権限）

第15条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

一 第33条第1項第一号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率

並びに当該割引に係る手形の種類及び条件の決定又は変更

二 第 33 条第 1 項第二号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率その他の貸付利率  
並びに当該貸付けに係る担保の種類、条件及び価額の決定又は変更

三 準備預金制度に関する法律（昭和 32 年法律第 135 号）第 4 条第 1 項に規定する  
準備率及び基準日等の設定、変更又は廃止

四 第 33 条第 1 項第三号に規定する手形、債券又は電子記録債権（電子記録債権法  
(平成 19 年法律第 102 号) 第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権をいう。以下この  
号及び第 33 条第 1 項において同じ。) の売買その他の方法による金融市場調節  
(金融市場を通じて行う通貨及び金融の調節(公開市場操作を含む。)をいう。)  
の方針並びに当該金融市場調節に係る手形、債券又は電子記録債権の種類及び条  
件その他の事項の決定又は変更

五 その他の通貨及び金融の調節に関する方針の決定又は変更

六 前各号に掲げる事項の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解その  
他通貨及び金融の調節に関する日本銀行としての見解の決定又は変更

2 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事項  
は、委員会の議決を経なければならない。

一 第 37 条第 1 項の規定による貸付けの実施及び第 38 条第 2 項の規定による業務の  
実施

二 第 39 条第 1 項の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事  
項

三 第 40 条第 3 項に規定する国際金融面での協力に該当するものとして財務大臣が  
定めるものため行う外国為替の売買の実施、第 41 条に規定する業務に係る各外  
国中央銀行等（同条に規定する外国中央銀行等をいう。）との取引の開始及び第 42  
条の規定による取引の実施

四 第 43 条第 1 項ただし書の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関す  
る重要事項

五 第 44 条第 1 項に規定する考査に関する契約の内容及び毎事業年度の考査の実施  
に関する重要事項

六 定款の変更

七 業務方法書の作成又は変更

八 支店その他の事務所及び代理店の設置、移転又は廃止

九 組織及び定員に関する重要事項（前号に掲げるものを除く。）

十 第 31 条第 1 項に規定する給与等の支給の基準及び第 32 条に規定する服務に関す  
る準則の作成又は変更

十一 不動産その他の重要な財産の取得又は処分

十二 経費の予算（第 51 条第 1 項に規定する経費の予算をいう。）の作成又は変更、  
財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書の作成、剰余金の処分その他の  
の会計に関する重要事項

- 十三 第 54 条第 1 項に規定する報告書の作成及び第 55 条に規定する業務概況書の作成
- 十四 第 59 条に規定する規程の作成又は変更
- 十五 この法律の規定により委員会が定め、又はこの法律若しくは他の法令の規定により委員会が行うこととされる事項
- 十六 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める事項
- 3 委員会は、日本銀行の役員（監事及び参与を除く。）の職務の執行を監督する。

（組織）

- 第 16 条 委員会は、委員九人で組織する。
- 2 委員は、審議委員六人のほか、日本銀行の総裁及び副総裁二人をもってこれに充てる。この場合において、日本銀行の総裁及び副総裁は、第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、それぞれ独立して委員の職務を執行する。
- 3 委員会に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 議長は、委員会の会務を総理する。
- 5 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

第 3 章 役員及び職員

（役員）

- 第 21 条 日本銀行に、役員として、審議委員六人のほか、総裁一人、副総裁二人、監事三人以内、理事六人以内及び参与若干人を置く。

（役員の職務及び権限）

- 第 22 条 総裁は、日本銀行を代表し、委員会の定めるところに従い、日本銀行の業務を総理する。
- 2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本銀行を代表し、総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監事は、日本銀行の業務を監査する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、財務大臣、内閣総理大臣又は委員会に意見を提出することができる。
- 5 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。
- 6 参与は、日本銀行の業務運営に関する重要事項について、委員会の諮問に応じ、又は必要があると認めるときは、委員会に意見を述べることができる。

(代表権の制限)

第 22 条の 2 総裁又は副総裁の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(利益相反行為)

第 22 条の 3 日本銀行と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁又は副総裁は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(役員の任命)

第 23 条 総裁及び副総裁は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

- 2 審議委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。
- 3 監事は、内閣が任命する。
- 4 理事及び参与は、委員会の推薦に基づいて、財務大臣が任命する。
- 5 総裁、副総裁又は審議委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、総裁、副総裁又は審議委員を任命することができる。
- 6 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣は、直ちにその総裁、副総裁又は審議委員を解任しなければならない。

(役員の任期)

第 24 条 総裁、副総裁及び審議委員の任期は五年、監事及び理事の任期は四年、参与の任期は二年とする。ただし、総裁、副総裁又は審議委員が欠員となった場合における補欠の総裁、副総裁又は審議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 総裁、副総裁、審議委員、監事、理事及び参与は、再任されることができる。

(役員の身分保障)

第 25 条 日本銀行の役員（理事を除く。）は、第 23 条第 6 項後段に規定する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律の規定により処罰されたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 心身の故障のため職務を執行することができないと委員会（監事にあっては、委員会及び内閣）により認められたとき。

- 2 内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない。
- 3 前項の規定によるほか、理事については、財務大臣は、委員会からその解任の求めがあったときは、当該求めがあった理事を解任することができる。

#### (役員の行為制限)

- 第 26 条 日本銀行の役員（参与を除く。以下この条、第 31 条及び第 32 条において同じ。）は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となること。
  - 二 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
  - 三 報酬のある他の職務（役員としての職務の適切な執行に支障がない職務の基準として第 32 条に規定する服務に関する準則で定めたものを満たすものと委員会において認めたものを除く。）に従事すること。
  - 四 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。
- 2 日本銀行の役員が国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となったときは、当該役員は、その役員たる職を辞したものとみなす。

#### (役員及び職員の秘密保持義務)

- 第 29 条 日本銀行の役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

#### (給与等の支給の基準)

- 第 31 条 日本銀行は、その役員及び職員の報酬（賞与その他の金銭の給付を含む。）、給与（賞与その他の金銭の給付を含む。）及び退職手当（次項において「給与等」という。）の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 前項に規定する給与等の支給の基準のうち役員に係るものは、特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号）の適用を受ける国家公務員の給与及び退職手当その他の事情を勘案して定められなければならない。

#### (服務に関する準則)

- 第 32 条 日本銀行は、その業務の公共性にかんがみ、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務、私企業からの隔離その他の服務に関する準則を定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。